

オイルミスト検出装置と同等な装置に関する事項

改正規則

鋼船規則 D 編

改正事項

オイルミスト検出装置と同等な装置に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-1 章 47.2 規則では、出力 2250kW 以上、又は、シリンダ径 300mm を超える機関にオイルミスト検出装置の搭載を義務付けている。また、オイルミスト検出装置の代替装置（軸受温度監視装置等）の搭載を認めている。

IACS 統一規則 M35 及び M36 では、オイルミスト検出装置が異常を検知した際の安全措置を規定しているが、代替装置を備える場合の安全措置については不明確となっていた。

IACS は、代替装置を備える場合の安全措置を明確に規定すべく当該 IACS 統一規則の見直しを行い、2019 年 1 月及び 2018 年 12 月に IACS 統一規則 M35(Rev.8)及び M36(Rev.6)をそれぞれ採択した。

このため、IACS 統一規則 M35(Rev.8)及び M36(Rev.6)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) オイルミスト検出装置の代替装置を設ける場合にも、オイルミスト検出装置を設ける場合と同様の安全措置が必要である旨明記した。
- (2) 内陸水路航行船規則において、安全措置として減速及び停止が要求されるディーゼル機関の分類を、鋼船規則 D 編における分類と整合させた。

改正条項

鋼船規則 D 編 2.4.5